【注意】
保留通知は申込み月の初回のみの発行となります。その後、育児休業を延長する際など保留通知が必要な場合には、保留通知の代わりに**待機証明書を発行**いたします。待機証明書が必要な場合には、下記に必要事項をご記入の上、同封の専用封筒に入れて幼児教育・保育課まで郵送してください。
発行依頼書が届き次第、待機証明書をご自宅宛てに郵送いたします。待機証明書は待機していることを証明したい月の入所選考結果確定後の発行となります（選考結果確定目安：入所前月１８日頃）。
例）４月から申込みをしているが、保留となり５月の待機証明書が必要な場合
→４月１８日以降に発行が可能となります
早急に証明書が必要な場合は、**幼児教育・保育課（保育相談センター）浜松市役所本庁舎北館２階**へお越しください。**（区役所では受付を行っておりません）**
年度内に複数回、証明書の発行が必要な場合にはコピーしてご利用ください。

保育施設入園待機証明書発行依頼書

令和　　年　　月　　日

（あて先）　浜松市長

依頼者　　住所
氏名
（児童名　　）

下記のとおり、保育施設入園待機証明書（保育が行われていない証明書）の発行を依頼します。

記

証明書提出先
待機の時期
令和　　年　　月　１日時点において

※保育施設利用申込がない場合、保育施設入園待機証明書の発行はできません。